

高齢者の居住の安定確保に向けた具体的な取組

基本目標 1

高齢者の心身の状況やニーズに応じた多様な住まいの確保

1 高齢者向け賃貸住宅の供給促進

高齢者向け賃貸住宅の供給

1) 市営住宅

【主な事業等】

①高齢者向け市営住宅の供給

- ・新築（建替え）する場合，高齢化に対応するため，約4割を高齢者向けとしている。
- ・また，高齢者向け市営住宅については，建替えや住戸改善により，住戸内の段差解消や手すり設置等の高齢者向け仕様への整備を進めます。

2) 民間賃貸住宅

【主な事業等】

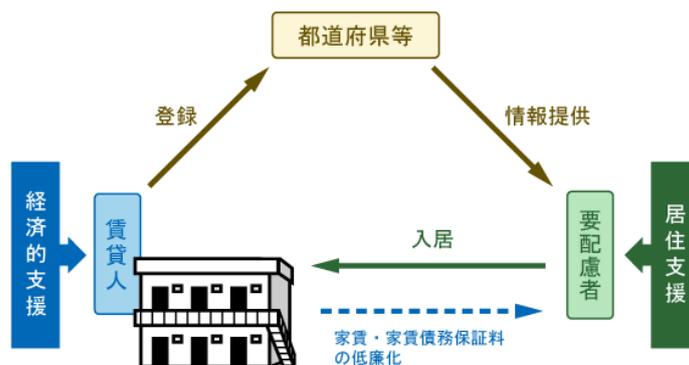
①サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

- ・高齢者の単身・夫婦世帯が安心して居住できる住宅の供給促進を図るため，バリアフリー化や安否確認サービスなど一定の基準を満たす「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進を図ります。

②住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅

- ・民間の空き家・空き室を活用した，高齢者，低額所得者，子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を促進します。

■住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録制度



要配慮者の入居を
拒まない住宅（登録住宅）

2 高齢者が居住する既存住宅のバリアフリー化の促進

(1) 身体機能の低下に適切に対応した居住環境の整備に向けた支援

【主な事業等】

①住宅改修・介護予防住宅改修（介護保険）

- ・自宅での生活支援に向け、手すりの取付け、滑り止め、和式便器から洋式便器への取替えなどの住宅改修をした場合に改修費を支給します。

②住宅改造相談センター

- ・身体機能の低下した高齢者やその家族が住宅をその高齢者に適するように改造する場合、改造方法や助成制度などに関する相談や情報の提供を行います。
- ・専門の相談員（建築士、居宅介護支援専門員の資格を持った介護福祉士等）が相談に応じます。

③住宅改造助成

- ・身体機能が低下した高齢者のいる世帯に対し、住宅を居住に適するように改造する場合、改造費用の一部を助成し、高齢者の自立の助長や介護者の負担軽減を図ります。

(2) 市営住宅における居住環境の改善

【主な事業等】

①市営住宅のユニバーサルデザインの導入推進

- ・市営住宅の建替え・改善では、従来から行っている屋内外の段差解消やE V設置などのバリアフリー化に加え、玄関等への手すりの設置、水栓のレバー化など誰もが暮らしやすい住宅を目指して、ユニバーサルデザインの導入を推進します。

②市営住宅における高齢者等の住替え促進

- ・エレベーターがない上層階に居住する高齢者世帯など一定の要件を満たす場合に、空家住戸の中から住替え先を斡旋する住替え制度を行います。

3 高齢者向け施設等の整備

介護保険事業計画に基づく整備

【主な事業等】

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

- ・特別養護老人ホームについては、高齢者人口の増加や入退所の状況等を踏まえ、必要数の整備を行います。

②認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

- ・高齢化の進展に伴い増加する認知症高齢者を支えるため、認知症の人が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、少人数で共同生活をする居住系サービスである認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を、日常生活圏域内の既存施設の整備状況や高齢者人口を考慮して整備を進めます。

基本目標 2

高齢者の住まいへの入居支援の充実

1 民間賃貸住宅における高齢者の入居支援

(1) 民間賃貸住宅の情報提供や入居支援

【主な事業等】

① 住まいサポートふくおか

- ・緊急連絡先や保証人が確保できない高齢者に対して、「支援団体」が実施する見守りや死後事務等の入居支援・生活支援サービスをコーディネートし、高齢者の入居に協力する「協力店」へ紹介を行い、高齢者の民間賃貸住宅への住替えを支援します。

② 高齢者世帯住替え助成事業

- ・居住環境が悪い民間賃貸住宅に居住している、または建替えなどにより住替えが必要な高齢者世帯の住替えを支援するため、一定の要件を満たす高齢者世帯に対して、民間賃貸住宅への住替えに係る初期費用の一部を助成します。

③ 民間賃貸住宅事業者のホームページを活用した高齢者向け住宅情報の提供

- ・高齢者向け住宅の情報を容易に入手できるように、福岡県宅建物取引業協会のHP「ふれんず」において、高齢者であることを理由に入居を拒まない住宅である「高齢者入居支援賃貸住宅」の物件の検索をできるように設定しています。

(2) 居住支援協議会による入居支援策の推進

【主な事業等】

① 福岡市居住支援協議会

- ・住宅確保要配慮者の状況及び民間賃貸住宅市場の動向に関する情報を共有するとともに、民間賃貸住宅を活用した住宅確保要配慮者の円滑入居支援策の効果的な推進を図るため、賃貸住宅事業者、居住支援団体及び市で構成する「居住支援協議会」を設置し、高齢者の民間賃貸住宅への円滑入居に向けた支援策の検討等を行います。

2 公的賃貸住宅における高齢者の入居支援

(1) 市営住宅における入居制度

【主な事業等】

①定期募集における高齢者世帯の優遇

- ・定期募集の抽選方式において、高齢者世帯に対して、一般世帯より抽選番号を多く割り振る「倍率優遇方式」や、高齢者世帯を限定して募集する「戸数枠設定方式」等の優遇制度を実施しています。

②随時募集制度における高齢者世帯の優遇

- ・高齢者世帯等の世帯属性や住宅困窮の状況等、要件を満たす世帯の入居申込を随時受け付け、登録順に入居を決定する制度を実施しています。

③ポイント方式による高齢者世帯の優遇

- ・住宅の状況についてポイント化し、合計ポイントの高い世帯から優先的に入居を決定するポイント方式において、高齢者世帯の世帯属性に応じて優遇する制度を実施しています。

(2) 公的賃貸住宅団地内へ的高齢者福祉施設の誘致等の促進

【主な事業等】

①市営住宅の建替えによる高齢者福祉施設等の誘致

- ・地域において福祉施設や医療施設等の整備を進めるため、市営住宅の建替えを契機に、建替えにあわせて確保した将来活用地を活用しながら、地域課題対応のための施設の誘致を検討し、地域拠点づくりの実現を図ります。

②UR都市再生機構における地域医療福祉拠点化

- ・少子高齢化への対応、地域包括ケアシステムの構築に資するため、UR賃貸住宅団地を“地域の資源”として活用し、地域に必要な住宅・施設・サービスの整備を推進しています。

基本目標 3

在宅で安心して暮らせる支援体制の構築

1 安心して暮らせるための生活基盤づくり

(1) 移動支援と買い物支援

【主な事業等】

①移送サービス

- ・寝たきりのため一般の交通機関を利用することが困難な高齢者に、寝台タクシー料金の一部を助成します。

②福祉有償運送

- ・福祉有償運送運営協議会を適切に運営していくことを通して、事業者に対し、相談、助言、指導を行うほか、ボランティア運転手の養成などを支援します。

③公共交通バリアフリー化促進事業

- ・鉄道駅等のバリアフリー化設備の整備や、市内バス路線へのノンステップバスの導入促進を目的として、整備費用の一部を補助します。

④生活交通支援事業

- ・バス路線の休廃止に伴い公共交通が空白となる地域について代替交通機関の確保を行います。また公共交通が不便な地域における、地域が主体となった生活交通確保に向けた取組みへの支援を行います。

(2) 支え合う地域づくり・人づくり

【主な事業等】

①ふれあいネットワーク〈社協〉

- ・地域住民（ボランティア）や地域団体、関係機関が連携し、高齢者等を対象に見守りや定期訪問などの支え合う活動を行います。

②ふれあいサロン〈社協〉

- ・地域住民（ボランティア）が一人暮らしや家に閉じこもりがちな高齢者等を対象に、定期的に、公民館や集会所などで、介護予防や孤独感解消を図るため、健康チェックやレクリエーション等の活動を行います。

③安心情報キット配布事業<社協>

- ・ひとり暮らしの高齢者や障がい者など，地域での見守りや災害時の支援が必要な方へ，緊急時や災害時の万一の備えとなる安心情報キットを配布します。

④見守り推進プロジェクト

- ・孤立死の防止などを目的として，自宅を訪問する企業等（電気，ガス，水道，新聞販売店，宅配事業者等）と「福岡見守るっ隊」を結成するほか，24時間通報を受け付け安否確認を行うダイヤルを設置するなど，高齢者等の見守りを重層的に行う体制を構築します。

(3) 在宅生活支援施策の充実

【主な事業等】

①声の訪問

- ・在宅の一人暮らし等の高齢者に対し，原則1日1回電話で安否を確認し，孤独感の解消を図るとともに，各種相談の助言を行います。

②緊急通報システム

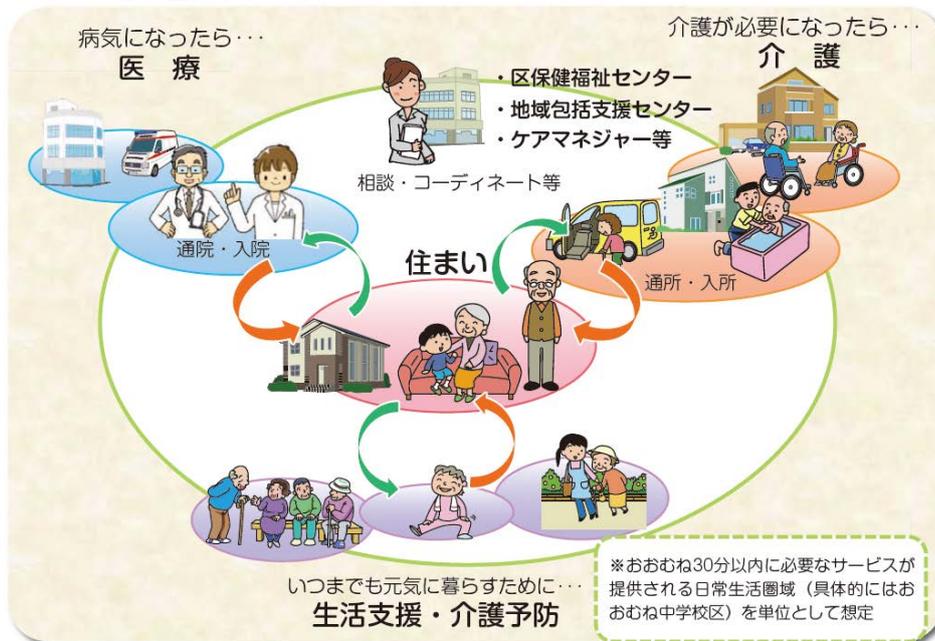
- ・在宅の一人暮らし等の高齢者が，急病など緊急時に無線発信機等を用いてセンターに通報し，消防局や近隣の協力員などが対応することで，生活の安全を確保します。

2 総合的な支援体制づくり

(1) 地域包括ケアの推進

団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年に向けて、高齢者が住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、自立した生活を安心して続けることができるよう、保健(予防)・医療・介護・生活支援・住まい等が一体的に切れ目なく提供される地域包括ケアの構築を進めます(図1)。

図1 地域包括ケアの姿



出典：「平成27年版厚生労働白書」(厚生労働省)を基に作成

(2) 地域包括支援センターと各種相談機能の充実

【主な事業等】

①いきいきセンターふくおか

- ・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、健康や福祉、介護などに関する相談を受けたり、その人の体状況に適したアドバイスを行うなど、高齢者が自立した生活を続けていくことができるよう支援します。
- ・地域包括ケアの実現に向け、いきいきセンターふくおかの機能が十分に発揮されるよう、関係機関の連携強化を図るとともに、いきいきセンターふくおかの質を高めるため、職員に対する研修を充実します。

②介護実習普及センター

- ・介護知識・介護技術の普及とともに、福祉用具の普及を図るため、福祉用具の展示・相談体制を整備しています。

③市民後見人養成事業

- ・認知症高齢者等の増加に伴う成年後見人の新たな担い手として、親族や専門職（弁護士，司法書士，社会福祉士等）ではない市民が後見人として活動するために必要な養成研修を実施します。

④成年後見制度利用支援事業

- ・認知症高齢者など自分自身の権利を守ることが十分でない人の財産管理や身上監護を支援する制度である成年後見制度の普及のために広報活動を行うとともに，身寄りのない認知症高齢者が成年後見人等による支援を受けることができるよう，市長が後見開始等の申立を行うとともに，必要な場合，申立費用及び後見人等報酬の助成を行います。

⑤日常生活自立支援事業<社協>

- ・判断能力の低下した高齢者や障がい者などが地域において自立した生活が送れるよう，社会福祉協議会において，利用者との契約に基づく日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助等を実施します。

(3) 認知症施策の推進

【主な事業等】

①認知症施策推進事業

- ・認知症の人に対するコミュニケーション・ケア技法「ユマニチュード」を，病院・介護施設の専門職や家族介護者を始めとする市民に広めることなどにより，認知症の人や家族が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

②認知症普及啓発事業

- ・認知症の人と家族を温かく見守る認知症サポーターを養成する講座を実施しています。
- ・認知症に関する啓発のための講演会などを実施しています。

③認知症カフェ設置促進事業

- ・認知症の人やその家族が，地域の人や専門家と相互に情報共有し，お互いを理解し合う認知症カフェの設置を促進することで，認知症の人への効果的な支援や家族の介護負担の軽減を図ります。

④認知症介護実践者等養成事業

- ・高齢者介護実務者を対象にした，認知症高齢者の介護に関する実践的研修等を開催します。

⑤認知症の人の家族介護者支援事業

- ・認知症の人を自宅で介護する家族が、外出する時や介護疲れで休息が必要な時に、認知症の人の介護経験等があるボランティア(やすらぎ支援員)が認知症の人の居宅を訪問し、介護家族の身体的及び精神的負担軽減を図ります。
- ・認知症の人を抱える家族からの悩み事相談に介護経験者が対応します。

⑥認知症の人の見守りネットワーク事業

- ・行方不明になった認知症の人の早期発見・保護や、介護者の負担軽減につながるよう、①認知症の人の「登録制度」、②行方不明になった認知症の人に対し「捜してメール事業」、③「捜索システム」による見守りネットワーク事業を実施します。

⑦家族介護者支援事業

- ・介護負担軽減と心身のリフレッシュを図るため、家族介護者に対し、相互交流・意見交換の機会の提供や介護技術の習得・公的サービスの紹介を行います。